

不登校の子どもの学びとつながりサポート事業運営業務 仕様書

1 業務名

不登校の子どもの学びとつながりサポート事業運営業務

2 業務目的

近年増加している不登校は、状況が固定化・長期化するとひきこもりや生活困窮につながるものが懸念されている。特に、低所得家庭は、社会資源を十分に利用することが難しいと考えられることから、低所得家庭の出席日数が少ない子どもを対象に「学びつながりサポーター」を派遣することで、学びの機会と家族以外の第三者とつながる機会を確保し、基本的な生活習慣の定着や、学習やつながりを通じての自信回復、自己肯定感及び自己有用感の醸成、孤独・孤立の防止を図り、貧困の連鎖を防止することを目的として実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

堺市内

5 支援対象等

(1) 要件

本業務で想定する支援対象は、次に掲げる要件のすべてを満たす者の内、発注者が利用を認めた者（以下「対象児童」という。）とする。

- ① 生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯または就学援助制度対象世帯に属する中学生
- ② 令和6年4月から6月までの出席日数が10日以下の中学生

(2) 人数

支援を実施する対象児童数は50名程度とする。

6 業務内容

(1) 実施スケジュール

- | | |
|------------------------|--------------|
| ① 契約締結・業務開始前打合せ | 6月 |
| ② 配付物（案内）作成 | 6月～7月 |
| ③ 対象家庭に案内送付・募集開始 | 8月 |
| ④ 申込をした保護者・子どもとの初回面談 | 9～10月 |
| ⑤ 「学びつながりサポーター」とのマッチング | 10月～11月 |
| ⑥ 「学びつながりサポーター」の派遣 | 10月～3月 |
| ⑦ オンラインまたはオフライン交流の実施 | 9月～3月（月1回以上） |
| ⑧ アンケート（事前・事後） | 9月・3月 |

| | |
|----------------|----------------|
| ⑨ 月例報告 | 9月～3月 |
| ⑩ 中間面談 | 12月～1月（必要に応じて） |
| ⑪ 終期面談 | 2月～3月 |
| ⑫ 業務終了報告 | 業務完了後 |
| ⑬ 対象児童の状況報告・共有 | 適宜 |

※③については、発注者が実施する。

※⑥について、できる限り早期に派遣を始められるよう「学びつながりサポーター」の調整を進めておくこと。

※⑥⑦について、対象児童や家庭の事情に応じて、受注者の技術提案項目9の独自提案の内容を踏まえて履行期間内で柔軟に対応すること。

※⑩について、必須とはしておらず、発注者と協議し必要と判断した場合のみ行う。

(2) コーディネーターの配置

受注者は、下記の業務を行うコーディネーターを配置すること。

- ① 対象児童や保護者への支援に関すること
- ② 「学びつながりサポーター」に関すること
- ③ オンラインまたはオフラインのイベントに関すること
- ④ 発注者や関係機関との連絡調整

(3) 案内の作成

①対象児童にわかりやすく伝えるための案内

受注者は、対象児童に事業をわかりやすく紹介する案内（最低限記載する内容：「内容（どんなことをするか）」「回数」「対象児童を応援しているメッセージ」「対象児童の気持ちを大事にすること」「利用して必要な意見を聴かせてほしいということ」等）の原案を作成し、文章やイラスト等を発注者と協議の上、7月中旬頃の本市が指定する日までに、電子データを電子メールにより提出すること。また、対象となる家庭数分（約300枚）を紙媒体（A4サイズ1枚、フルカラー、両面印刷）により納品すること。

②保護者にわかりやすく伝えるための案内

受注者は、保護者に事業をわかりやすく紹介する案内（最低限記載する内容：「目的」「対象者」「内容」「申込方法」「対象児童の気持ちを確認すること」等）の原案を作成し、文章やイラスト等を発注者と協議の上、7月中旬頃の本市が指定する日までに、電子データを電子メールにより提出すること。また、対象となる家庭数分（約300枚）を紙媒体（A4サイズ1枚、フルカラー、両面印刷）により納品すること。

なお、対象となる家庭への案内の送付、募集、受付、決定は発注者で行うものとする。

(4) 「学びつながりサポーター」候補者の募集・確保

- ① コーディネーターは、本事業の趣旨・目的、業務内容を示した上で、「学びつながりサポーター」候補者の募集・確保を行うこと。
- ② 対象児童の状況は様々であるため、「学びつながりサポーター」候補者の性別や年齢が偏らないよう募集・確保すること。
- ③ コーディネーターは、次に掲げる要件を満たした「学びつながりサポーター」候補者を20名以上選定すること。なお、候補者は、堺市在学または在住の者を優先して

選定すること。

ア 対象児童の気持ちや意見を尊重できること。

イ 子どもの福祉の向上に理解と熱意を有し、個々の特性や学習状況、家庭状況に応じて、対象児童や保護者との信頼関係を構築できること。

ウ 不登校支援や障害特性に関する知識と理解を有し、支援ができること。

④ 上記③で選定した候補者では、対象児童とのマッチングができない場合は、適宜追加で、「学びつながりサポーター」候補者の募集・確保を行うこと。

(5) 初回面談の実施

① コーディネーターは、発注者から示された対象児童名簿を基に対象家庭に連絡を取り、初回面談（1～2時間程度）を実施すること。なお、初回面談には、必要に応じて、発注者が指定する本市職員が同行するものとし、原則対面で行う（対象児童や保護者が希望する場合は、発注者と協議の上、電話やオンラインでも可）。面談場所は、対象児童の自宅を基本とするが、面談場所が必要な場合は、原則受注者が確保すること。ただし、発注者と協議の上、区役所等の公共施設での面談も可とする。

② 初回面談では、保護者と対象児童両方から話を聞くこと。また、保護者の意思で申し込んでいる場合があるため、初回面談時に、対象児童に対し利用の意思を改めて確認し、尊重すること。対象児童が利用を拒否した場合は、利用を強いることはせず、気持ちが変わればいつでも利用できることを説明すること。

③ 初回面談では、対象児童の好きなこと、苦手なこと、日常生活や勉強面での困りごと、特性、趣味や興味のあること、生活の様子、不登校になった時期、家族以外の人と接する機会の有無、「学びつながりサポーター」に期待すること、派遣可能な日時、学びたい教科、接する上で留意すべきこと等を聞き取り、発注者が指定する個人票を作成すること。

④ コーディネーターは、初回面談実施後、個々の対象児童の支援計画を作成すること。支援計画は、個人票を踏まえ、発注者が定める様式に基づいて作成し、学習支援に関すること（単に、学力向上のみを目的とするのではなく、学習面でのつまずきの解消や苦手意識の克服、学習による自信回復を目的とするもの）及びつながり支援に関すること（個々の特性や状況に応じ、孤立・孤独感の解消や自己肯定感や自己有用感を醸成させることを目的とするもの）を記載すること。

(6) 使用教材の選定または作成

コーディネーターは、初回面談の内容を踏まえ、対象児童の学習理解度や習熟度、希望教科に合わせて、使用教材を選定または作成すること。使用教材を選定する場合は、受注者独自のテキストか既存の市販テキストかは問わない。

(7) 「学びつながりサポーター」と対象児童のマッチング

① コーディネーターは、初回面談の内容を踏まえ、「学びつながりサポーター」候補者の考え方や姿勢を確認し、対象児童との相性面や対象児童の特性に応じたマッチングを行うこと。

② コーディネーターは、マッチングした「学びつながりサポーター」の名簿を作成し、適正に管理し、発注者からの求めに応じ、速やかに電子データで提出すること。

- ③ コーディネーターは、個人票に記載している内容や支援計画について、「学びつながりサポーター」に適切に引継ぎを行い、内容を共有すること。

(8) 「学びつながりサポーター」の派遣

コーディネーターは、次に定める通り、対象児童の自宅に「学びつながりサポーター」を派遣し、勤怠管理、派遣状況の進捗管理、「学びつながりサポーター」のフォローを行うこと。ただし、発注者が自宅での支援が困難と判断する場合は、発注者と協議の上、受注者が準備する場所や区役所等の公共施設での支援も可能とする。なお、受注者が準備する場所での支援を行う人数は、最大5名程度とする。

- ① 「学びつながりサポーター」の派遣は、原則として、初回面談から1か月以内に開始すること。ただし、対象児童との相性や派遣を希望する曜日や時間等発注者がやむを得ないと認める事情により、初回面談後1か月を経過しても対象児童と「学びつながりサポーター」のマッチングが行えない場合は、速やかに、発注者に報告すること。また、マッチングができるまで、月1回以上発注者と対象児童の保護者に連絡を入れて、進捗を報告すること。
- ② 対象児童一人につき「学びつながりサポーター」1名を派遣し、令和6年10月頃から令和7年3月31日までの間に、1回90分で週1回程度、合計20回を上限に派遣すること。派遣する時間は保護者の在宅時間を原則としながら、曜日や時間帯等対象家庭の希望にできるだけ応じること。ただし、対象児童及び保護者が希望し、受注者と発注者が協議を行い発注者が認めた場合は、保護者不在時の派遣も可とする。
- ③ 家庭内に、きょうだいで対象児童が複数人いる場合は、対象児童や保護者の意向を確認した上で、同じ「学びつながりサポーター」が同時に対応することも可とする。
- ④ 対象児童または保護者から、「学びつながりサポーター」変更の要望があった場合は、その理由を確認した上で、「学びつながりサポーター」の変更に応じること。
- ⑤ 派遣開始時と終了時、対象児童及び保護者に対し、発注者が指定するアンケートへの回答を依頼すること。
- ⑥ 対象児童や保護者から支援日を振り替えたいとの希望があった場合、前日20時までに連絡があれば、振替を行うこと。この場合は発注者への報告を必要としない。また、対象児童または保護者の無断の不在や、派遣後の対象児童または保護者の理由により、前日の20時以降にキャンセルがあった場合（当日キャンセル含む）は、派遣回数に含めることとし、キャンセルにより発生した費用等は契約金額に含めることとする。
- ⑦ 「学びつながりサポーター」から支援や家庭に係る相談を受けた場合など、必要に応じて、「学びつながりサポーター」が安心して支援をできるよう助言・指導等のフォローを行うこと。

(9) 「学びつながりサポーター」による支援

- ① 「学びつながりサポーター」は、対象児童との信頼関係の構築に努め、児童が安心して、落ち着いて過ごせる雰囲気づくりを行い、対象児童の希望や特性に応じた丁寧な支援を行うこと。
- ② 「学びつながりサポーター」は、事前にコーディネーターから示されている対象児

童の支援計画を踏まえた上で、その日の対象児童の気持ちや意欲を確認し、学習支援を行うか、つながり支援を行うかを決めること。対象児童の気持ちに反し、学習することを強要してはならない。

- ③ 学習支援については、対象児童の学習の習熟度やつまずき箇所、学習環境、進路希望、特性等個々の状況に応じた助言や支援を行うこと。また、ただ学力向上だけを目指すのではなく、学習を通じた自信の回復、自己肯定感の醸成を意識した支援を行うこと。

(例) 学習しようとする気持ちや意欲を意図的に認める、できるようになったことやわかるようになったことを意図的に褒める等

- ④ つながり支援については、基本的な生活習慣、家庭の養育環境等、対象児童の特性等個々の状況に応じ、コミュニケーションや孤独・孤立感の解消、自己肯定感・自己有用感の醸成を意識した支援を行うこと。

(例) 将来の夢、最近気になっていること、好きなことについての会話や対象児童の趣味を一緒に行うこと、対象児童がやりたいことを見守ること、対象児童の話を遮らずに待つこと、対象児童の興味・関心や前向きな気持ちを引き出す声掛け等

- ⑤ 「学びつながりサポーター」は、対象児童ごとかつ派遣日ごとに、「11 実施状況の報告等」(4)に定める支援報告書を作成し、コーディネーターに提出すること。コーディネーターは、支援報告書について、何を勉強したかのみではなく、対象児童の様子や表情、発言内容、変化、気になること等発注者が指定する項目が記載されているか内容を確認し、記載内容が不十分の場合は、どのようなことに注目して支援報告書を作成すればいいかを「学びつながりサポーター」に助言、指導すること。

- ⑥ コーディネーターは、「学びつながりサポーター」から提出された支援報告書の内容を確認し、「学びつながりサポーター」とすり合わせながら、対象児童の状況に応じて適宜支援計画の変更を行うこと。

(10) 中間面談及び終期面談の実施

- ① コーディネーターは、「学びつながりサポーター」の派遣による支援の中で、支援計画を変更するために対象児童や保護者からの聞き取りが必要な場合や対象児童や保護者から求めがあった場合などは、必要に応じて、12月から1月頃に中間面談を行うこと。ただし、回数や時期は発注者と協議の上、決定する。

- ② 中間面談は、必要に応じて、発注者が指定する本市職員が同行するものとし、原則対面で行う。面談場所は、対象児童の自宅を基本とするが、面談場所が必要な場合は、原則受注者が確保すること。ただし、発注者と協議の上、区役所等の公共施設での面談も可とする。

- ③ コーディネーターは、2月から3月の間に、対象家庭と日程を調整し、対象児童及び保護者と終期面談を行うこと。終期面談には、必要に応じて、発注者が指定する本市職員が同行するものとし、原則対面で行う。面談場所は、対象児童の自宅を基本とするが、面談場所が必要な場合は、原則受注者が確保すること。ただし、発注者と協議の上、区役所等の公共施設での面談も可とする。

- ④ 終期面談では、事業の成果を測るためにも、対象児童の目標達成度合や対象児童の

変化（特に、できたことやがんばったことなどのポジティブな変化）を対象児童及び保護者から聞き取りを行い、受注者が把握する成果を対象児童や保護者と共有すること。また、今後の事業の企画や運営に、当事者意見が重要であることを意識し、対象児童や保護者の意見や感想を聞き取ること。さらに、対象児童や保護者から、本事業終了後の目標も聞き取り、必要な情報提供を行うこと。

(1 1) 対象児童や保護者からの相談対応

- ① 「学びつながりサポーター」は、進路や学習方法等に関し、対象児童や保護者から質問や相談を受けた場合は、可能な範囲で答えること。「学びつながりサポーター」が答えられない場合は、速やかにコーディネーターに相談し、適宜コーディネーターが対象児童やその保護者の質問や相談に応じること。
- ② コーディネーターは、「学びつながりサポーター」の派遣開始後、定期的に保護者に連絡し、支援の状況や対象児童の様子を確認すること。特に、派遣開始後1か月以内は、月2回以上連絡すること。
- ③ コーディネーターは、対象児童や保護者からキャンセルの連絡があった場合やキャンセルが続いている場合など、1か月以上「学びつながりサポーター」の派遣ができていない家庭に対しては、月1回以上保護者に連絡し、対象児童の様子を確認すること。また、保護者から聞き取った内容は、「1 1 実施状況の報告等」の(4)に定める支援報告書により報告すること。
- ④ 対象児童や保護者からの質問内容や相談内容は、「1 1 実施状況の報告等」(4)に定める支援報告書に記載し、発注者に報告すること。

(1 2) オンラインや自宅以外での支援の実施

- ① 受注者は、家庭環境の事情により、対象児童や保護者からオンラインの支援の希望があった場合は、発注者と協議の上、オンラインでの支援を実施すること。
- ② オンラインでの支援を実施するにあたり、無料で貸し出し可能なタブレット端末やネットワーク環境等を、各5台以上用意すること。なお、貸出中の機器の破損等による修理費用等は受注者が負担することとし、重大な過失がある場合を除き対象家庭に負担を求めないこと。
- ③ オンラインでの支援においても、自宅での支援と同様の支援を実施し、その際、コーディネーター及び「学びつながりサポーター」は、対象児童の保護者との連絡を密にするなど、コミュニケーションエラーがおこらないようにできるだけ配慮を行うこと。
- ④ 自宅以外の場所での支援においても、自宅での支援と同様の支援を実施すること。なお、特につながり支援を行う場合は、対象児童のプライバシーに十分配慮した環境を整備すること。
- ⑤ オンラインや自宅以外の場所で支援を実施した場合は、「1 1 実施状況の報告等」(4)支援報告書に定める内容に準じて発注者へ報告すること。

(1 3) オンラインまたはオフラインのイベントの企画・実施

- ① 受注者は、対象児童が支援の利用に慣れ、継続してつながることを目的に、9月から3月まで月1回以上、オンラインまたはオフラインのイベントを企画して実施する

- こと。イベントの内容は、受注者が企画し、発注者と協議の上決定することとする。
- ② コーディネーターは、対象児童や保護者に対し、イベントの日時や内容等の周知を行い、申し込みの勧奨を行うこと。
- ③ オフラインのイベントを実施する場合は、基本的には、発注者が確保・指定する場所で開催することとするが、発注者と協議の上、受注者が確保した場所で開催しても可とする。また、できる限り「学びつながりサポーター」が参加するように促すこと。
- ④ オンラインイベントでは、本市教育委員会が中学生に付与している Microsoft アカウントを利用することはできない。また、1人1台パソコンの活用については、提案されたイベントの内容によって、発注者が活用の可否を決定する。
- ⑤ オンラインツールを選択する際は、以下の条件を満たすようにすること。
- (ア) サービス全体
提供されるすべてのサービスが国内法の適用を受けること。
- (イ) 会議データの保存
音声、映像、共有資料、チャット、録画・録音データ等、会議で取り扱う情報が、以下の条件を満たすこと。
- ア 会議主催者及び会議参加者以外は取り扱いできないこと。
イ 管理者が完全に削除(完全に再利用ができない状態)できる機能があること。
- (ウ) 暗号化
ア サービス提供者が暗号鍵をもたないエンドツーエンド暗号化方式を利用できること。
イ 安全性が確認されている暗号アルゴリズムや通信方式が採用されていること。
- (エ) 会議参加者の確認・認証方式
意図しない者の会議への参加を防ぐため、以下の機能を利用できること。
- ア 会議パスワード設定機能
イ 待機室(ロビー)での参加者確認機能
ウ 参加者の事前登録機能
エ 二要素認証
オ 正当な参加者のみが参加できるしくみ及び正当な参加者以外が参加した場合、それを即時に検知し強制的に退室できるしくみを持つこと。
- (オ) 情報保護
ア 利用者が背景を任意の画像に変更できること。
イ 利用者が任意に設定した匿名で利用できること。
ウ 利用者が第三者を招待できないこと。
エ 利用者が録音録画機能を利用できないこと。
- (カ) 脆弱性対策
適宜、脆弱性情報を公表し、迅速な対応を行っていること。
- (キ) 情報セキュリティポリシー
情報セキュリティポリシー(堺市ホームページに掲載)に沿った利用が可能であること。

(14) 保護者へのフィードバック

「学びつながりサポーター」は、対象児童が抱えている不安や悩み、言動や表情、意欲の変化、「学びつながりサポーター」による支援の効果等について、支援前後の時間に保護者と共有する時間を設け、保護者へ適宜フィードバックを行うこと。保護者が不在の場合など、「学びつながりサポーター」が保護者と話をする時間をとれない場合は、コーディネーターが保護者にフィードバックを行うこと。

(15) 発注者や関係機関との連携・連絡調整

- ① コーディネーターは、必要に応じて適宜発注者及び本市関係部署（中学校や区役所等）と連携し、対象児童や保護者の支援に必要な情報提供を行うこと。
- ② コーディネーターは、必要に応じて、学校訪問への同行やカンファレンスへの参加を行うこと。
- ③ 「学びつながりサポーター」からの報告により児童虐待が疑われる場合等は、コーディネーターは、速やかに発注者及び関係機関と連携を図り、必要な支援につなげること。

(16) その他独自提案

仕様書記載の業務以外に、本業務において実施可能な取組があれば独自に提案し、実施すること。

※（例）派遣家庭数の増、派遣回数増、自習室や居場所の提供等。なお、独自提案の内容を本業務に含めるかは、契約締結時の協議によって決定する。

7 人員体制

受注者は、本業務を遂行することが可能な人員を配置すること。また、コーディネーター不在時も円滑に連携・連絡調整を行うことができるよう社内で情報共有を行い、バックアップ体制を確保すること。

8 業務従事者研修

受注者は、業務の遂行にあたり、より効果的な支援を実現するため、下記の事項について、知識や技術に関する研修を実施し、コーディネーター及び学びつながりサポーターの資質の向上に努めること。「学びつながりサポーター」への研修については、対象児童への支援が始まる前の実施は必須とし、支援が始まってからも、学びつながりサポーターの理解度に応じて適宜繰り返し研修を行うこと。なお、研修の内容、資料、スケジュール等は、あらかじめ発注者の確認を受けるものとし、必要に応じて協議の上、その内容を修正すること。

- (1) 不登校の現状、不登校支援に関する研修
- (2) ヤングケアラー、虐待、子どもの貧困、子どもの人権に関する研修
- (3) 発達障害や知的障害など障害特性に関する研修
- (4) 学習指導に関する研修
- (5) 個人情報保護に関する研修
- (6) 保護者からの問い合わせ等に対応するための接客研修

9 苦情対応

受注者は、業務運営上の苦情を受けた場合は、苦情を受けた日時、対象家庭、苦情の内容を速やかに発注者に報告すること。発注者への報告の方法は、電話で第一報を入れた後、書面で報告すること。また、苦情の対応については、発注者と調整の上、誠意をもって対応し、対応後の対象家庭の反応や進捗状況についても、電話及び書面で報告すること。

10 費用

「学びつながりサポーター」の交通費や対象児童の学習習熟度に応じた教材、オンラインによる支援に必要な機材、自宅以外での支援を行う際にかかる会場費、オンラインまたはオフラインイベントに要する費用等、受注者の業務遂行にかかる経費はすべて契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。また、対象となる家庭から費用を徴収しないこと。

11 実施状況の報告等

- (1) 受注者は、業務実績報告書（発注者が指定するもの）を業務終了後速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、初回面談後に作成した個人票について、初回面談実施後の翌月10日までに電子データで提出すること。また、支援計画についても、発注者の求めに応じて速やかに電子データで提出すること。
- (3) 受注者は、「学びつながりサポーター」と対象児童の各月のマッチングの進捗状況について、翌月10日までに、発注者に電子データにより報告すること。
- (4) 受注者は、各月分の「学びつながりサポーター」の派遣状況、派遣日数、派遣件数、対象児童、「学びつながりサポーター」から提出された対象児童ごとの支援報告書について、翌月10日までに電子データで提出すること。
- (5) 受注者は、「学びつながりサポーター」及びコーディネーターに対して実施した研修について、研修内容、研修日時、研修受講者、研修講師等の内容を記載し、研修を実施した翌月10日までに電子データで提出すること。
- (6) 受注者は、派遣開始時及び派遣終了時のアンケートについて、発注者の求めに応じ速やかに提出するものとする。また、発注者から指示があった場合は、項目の追加等を行うものとする。
- (7) 発注者は、業務実施状況等について、受注者に必要な報告を求め、調査、質問を行い、改善のために必要な指示をすることができる。

12 個人情報保護

本業務は、個人情報を取り扱うため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する法律の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- (1) 本業務にかかる個人情報について、第三者への提供を禁止すること。

- (2) 本業務に関して取得し、または作成した個人情報記録されている文書、図面または電磁的記録の複製及び複製を禁止すること。
- (3) 本業務を受注し、または受注していた業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせること、または不当な目的の利用について、禁止すること。
- (4) 個人情報が含まれるデータはすべてパスワードを設定して管理し、個人情報が含まれる紙媒体は鍵がかかるロッカー等で管理すること。また、保有した個人情報は、保有する必要がなくなった場合や契約が終了した場合、契約が解除された場合は、判読不可能となる方法で、確実に消去又は廃棄し、書面で発注者に報告すること。
- (5) オンラインによる支援を実施する際は、情報セキュリティを徹底すること。
- (6) 発注者は、受注者又は従事者等が(1)から(5)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求、もしくはその両方をすることができるものとする。
- (7) 必要に応じて、本市による立ち入り検査を受けること。

1.3 暴力団の排除について

- (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止
 - ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方(以下「再委託先等」という。)としてはならない。
 - ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。
- (2) 再委託契約等の締結について
 - 受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。
- (3) 誓約書の提出について
 - ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
 - ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
 - ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。
- (4) 不当介入に対する措置
 - ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為

(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

1 4 その他

(1) 業務量の大幅な増減がある場合の変更契約について

本事業の利用者数が、50名に対して1割を超える増減があり、発注者または受注者が求める場合、以下の考え方を基本として、変更契約に関する協議を行うものとする。

- ① 50名と実際の利用者数の差に、利用者1人当たり学びつながりサポーター派遣単価を乗じた額を、契約金額から増額または減額する。
 - ② この場合の利用者数とは、「6業務内容(5)」に定める初回面談において対象児童の利用意思を確認し、1回以上の学びつながりサポーター派遣があった者の数をさす。
 - ③ この場合の利用者1人当たり学びつながりサポーター派遣単価とは、利用者1人当たりの学びつながりサポーター派遣に要する費用(予定回数分の学びつながりサポーター人件費、交通費等)をさす。
- (2) 本業務にかかる協議、打ち合わせ等の必要経費及びその他の経費は全て受注者の負担とする。
 - (3) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう適切な研修を実施すること。
 - (4) 契約書に基づく契約の解除があるときの引き継ぎは、受注者は、誠実に対応するものとする。
 - (5) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守し障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領(平成28年3月策定)を踏まえ、適切に対応すること。
 - (6) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。